

# 「改正マイナンバー法を見直し、健康保険証の存続を働きかける意見書提出」を政府に送付することを求める陳情書

## 【陳情趣旨】

2024年秋に向けた現行の健康保険証の廃止・改正マイナンバー法の見直しを求める意見書を国に提出してください。

## 【陳情理由】

改正マイナンバー法が6月2日に成立し、2024年秋には健康保険証を廃止して、「マイナ保険証」に一本化されることになりました。

現行の健康保険被保険者証の廃止は、マイナンバー法上、任意とされているマイナンバーカードの取得の事実上の義務化であり、現行法上も大きな問題があります。わが国の医療保険制度は、いつでもどこでも誰でも必要な時に日本国内で等しく医療を受けられる「国民皆保険」制度です。

様々な理由からマイナンバーカードを取得できない、代替手段たる資格確認書の申請ができない等により医療機関に罹れない状況になれば、わが国が世界に誇る医療制度は、機能不全に陥ることになります。

現在、マイナンバーにまつわるトラブルが多発し、窓口対応ですでに混乱が生じています。医療情報のトラブル起き続ければ、国民の命と健康が危険にさらされることになります。

マイナンバーの利活用に不安を感じている人が7割を超えているという世論調査もある中、強引に進めれば、混乱を広げる結果になることは明らかです。

上記の理由により、国には一度立ち止まって、制度自体を見直すことが必要です。

以上のことから、貴議会に対し、地方自治法99条の規定により、上記意見書を国に提出することを陳情します。

令和5年 8月10日

東京都あきる野市議会議長 村野 栄一 殿

東京都羽村市小作台5-21-6

東京土建一般労働組合西多摩支部

執行委員長 宮崎 透



副執行委員長 宮本 勤

住所：あきる野市戸倉



電話：



15-45